

平成 23 年 3 月 9 日
JSPS ロンドンセンター

3月8日、Office for Fair Access (OFFA) は、2012年から£6,000以上の授業料を課す大学が締結するAccess Agreementの指示書の内容を公表した。今回発表された指示書は、2012-13年から£6,000以上の授業料をフルタイムの学生に課す大学（PGCE:Postgraduate certificate in educationを含む）を対象としている。該当大学は、Access Agreementを1年ごとにOFFAの許可を得ることになる。本指示書の中で機関に求める事項は以下の通り。

- ・不利な立場にある学生たちの意欲を掻き立てることに実績がある、長期的な目標をもったアウトリーチ活動への支出増加。大学に対して、学生への財政支援削減の影響が重要だとして、経過観察を求める
- ・奨学金や授業料無償化の対象を最も不利な立場にある者に絞ること
- ・政府とのマッチングファンドである新しいNational Scholarship Programme (NSP) への参加
- ・入学者数とアウトリーチ活動の関係など柔軟な目標設定
- ・アクセス拡大の施策にどれだけ支出するかを決定する際は、学生に課す授業料と受入者数録を考慮。指示書は支出に関するおおよその数値を示しているが、支出額より大学が投資した成果について重視

【OFFAの関係URL】

<http://www.offa.org.uk/press-releases/offa-sets-out-what-universities-need-to-do-to-charge-fees-of-more-than-6000/>

Access Agreement について

○Access Agreementに含まれる事項は以下の通り

1. 授業料及び£6,000以上課す場合の授業料収入

- ・2012-13年の新入生に課す予定の授業料
- ・授業料が£6,000以上もしくは以下であった場合も含め、設定した授業料ごとの予測入学者数
- ・2013-14年以降の実質的なインフレ等によって基準額を変更する場合は政府の許可を得る

2. 追加的なアクセス拡大や在学を継続するため要する支出

- ・追加的に行うアクセス拡大や在学を継続するために必要な予測支出額
支出としてみなす事項は以下の通り
- ・従来からのAccess Agreementに則って行う活動の支出以外に次の事項を加える
- ・すでに終了しているがAimhigherプログラムや生涯学習ネットワークを通じた協力活動など他のプログラム等を通じた活動
- ・政府が支出するNational Scholarship ProgrammeやAccess to Learning Fundなど保護されている公的財政などを含む新規もしくは追加的な財源からの支出

今回の指示書では、目安として以下の事項の中から選択することを推奨

- ・不利な立場の学生の割合が極めて低く、また目標値よりも低い場合は、授業料£6,000以上の収入のうち35%程度を支出
- ・不利な立場の学生の割合が極めて低いが、目標値を上回る場合は、授業料£6,000以上の収入のうち25%程度を支出
- ・不利な立場の学生の割合が高く、またその生徒も在学し続けており、目標値を上回る場合は、Access Agreementに誓約の上、10%程度の支出にとどめる

- ・ 最低でも授業料£6,000以上を課すことを希望する機関はおよそ授業料あたり£100-200を想定しているが、各大学が受け入れている不利な立場の学生数による。
 - ・ アクセスの拡大と学生数の在籍数に関する評価
 - ・ 最初の評価は、入学した不利な立場の学生数の割合による（例えば、HESAの指標など）
 - ・ 一旦、重要な基準を定めたら学生の在籍に関するパフォーマンスと同様に公平なアクセスに関するパフォーマンスの実施について調整しなければならない(例: 関連するパフォーマンスにはHESAの平均的な設定値の上に位置するのか、下に位置するのか、などを含む)
3. 追加的なアクセス拡大手段
- ・ アウトリーチ活動と学生が在籍するための活動への支出の概略
 - ・ 実施する活動の種類と例示となぜその活動を行うかの理由
 - ・ OFFAが各機関の目標達成状況を理解できるように、2012-13年に実施予定のアウトリーチ活動や学生が在籍し続けるための活動にどのように支出するかについてのコメント
4. 学生への財政的な支援
- ・ National Scholarship Programmeへの機関として行う支出額
 - ・ 新規・在籍中の学生のための授業料無償化、奨学金への支出にかかる計画
 - ・ 新入生のための支援総額と適格性の基準
5. 目標と中期目標
- Access Agreementの成果を計るために柔軟な目標設定をすべき。目標には以下のものを含まなければならない。
- ・ 入学者数に占める不利な立場の学生数の把握や学生数などに基づく統計的な目標値
 - ・ 可能であれば基本データとともに常に測定可能な目標値
 - ・ 進捗状況を図るために年毎及び中期目標を含む5年以上の目標値の設定
6. 監視と評価
- Access Agreementには以下の事項に関する簡単な説明を含む
- ・ Agreementの中で設定した手段（協力して行う事項も含む）や目標や中期目標に対する進捗状況をどのように監視・評価するか
 - ・ Agreementの実施に責任を持つ上級の役職者や団体
 - ・ 監視や評価に責任を持って実施する学生の代表団体
7. 入学希望者への情報提供
- ・ 情報を提供するための明確な誓約を含む
 - ・ 在籍学生、入学希望者への情報提供をどのように行うかについての簡単な説明。

その他

1. Agreementに記載した内容をどのように実施したかについて1年ごとにOFFAに報告書を提出
 2. Agreementの内容に反する重篤な以下の違反があった場合は制裁を課すことが可能
 - ・ 十分な理由なく誓約したアウトリーチ活動の実施を行わなかった場合
 - ・ 学生に約束した支援の実施を拒否した場合
 - ・ Agreement、指示書および関連する規則等の解釈に重大な過失があった場合
3. 制裁の内容
- ・ 財政的なペナルティ

実施を約束するまでHEFCEもしくはTDAに対して機関宛の財政支援を£500,000留保、Agreementに記載した以上の学費を学生に要求した場合は、学生に返還するまで機関宛の財政支援の一部を留保するなど
 - ・ Agreementの更新を認めない。

(了)